

# 白地手形と完成手形の区別・連関性(二・完)

——白地手形に関する裁判例を参考にして——

鷹 巢 信 孝

- 一 はじめに
- 二 白地補充権に固有の存続期間・行使期間があるのか
- 三 白地手形の不当補充と不当な補充がなされた手形の取得者の地位 手形法一〇条と一七条 …………… 四八卷三号
- 四 白地手形による手形金請求訴訟と時効の中断、および敗訴判決の既判力
- 五 白地手形の公示催告・除権決定 …………… 四八卷四号
- 六 白地手形と利得償還請求権
- 七 むすび …………… 本号

## 六 白地手形と利得償還請求権

一 白地手形に対する除権決定が出されても、証券上になされている意思表示を無効とし、白地手形が完成手形へ転化する能力を消滅させるという消極的効果しか認められず、証券外で白地補充の意思表示をしても効果はなく、証券の再発行請求権も発生しないのであれば、公示催告申立人は原因債権を行使するか、白地手形に記載された(あるいは、記載されるべき)満期の日を基準にして、遡求権が消滅する期日や手形債権が消滅時効にかかる期日を過

きた後に、利得償還請求権(五八)を行使するか、不当利得請求権(七〇四三)を行使することが考えられる。(一一八)

しかし、利得償還請求権に関しては、白地手形を補充していない状態で、つまり手形として完成していない状態で喪失し、白地手形に対する除権決定を得た場合にも、右の権利が発生するのか、ということが問題になる。というのは、手形法八五条は「為替手形又は約束手形より生じたる権利が手続の欠缺又は時効に因りて消滅したるときは」となっている。これを文理解釈すると、白地手形の状態では手形債権は発生しておらず、遡求権の行使期間や手形債権の消滅時効期間の経過ということは考えられないから、手形法八五条は白地手形に無縁の規定ということになる。したがって、白地手形については利得償還請求権を認めないのが通説となっている。(一一九)

これに対して、白地手形も手形であるとする説の中には、白地手形についても利得償還請求権を認める見解がある。例えば、白地手形といえども流通段階では手形として取扱うことができ、手形上の権利の内容とは関係がない受取人や、確定日払手形の振出日は手形要件として重要ではないとされる高窪博士は、これらの手形要件が白地の場合は元より、満期白地の場合にも利得償還請求権を認められる。(一二〇)

さらに、白地を補充する前に既に手形債権が発生している場合があることを認め、この場合には流通段階のみならず、権利行使段階においても白地手形を完成手形と同一視できるとされる安達博士は、白地手形の所持人も利得償還請求権を取得するし、白地の補充は利得償還請求権の発生要件でもなければ、行使の要件でもないとする。(一二一)

なお、手形債権が時効消滅した時に発生する利得償還請求権の性質は、実質上の最終義務負担者に対する手形債権そのものであり、手形債権と利得償還請求権を合わせて、満期から五年で消滅時効にかかることとされる。(一二四)

注(一一八) 倉澤・注(一二二)論理一二二頁。なお、倉澤・注(一一四)論理一〇二頁。

(一二九) この通説の立場から論じた、教科書以外の文献として、浜田一男「利得償還請求権」手形法・小切手法講座第五巻「有

斐閣・一九六五年「一三四頁・一三六頁注(四)・一四〇頁(但し、一三六頁注(四)では衡平の立場からすれば利得償還請求権の成立を認める余地がないわけではないとされる」、納富義光「利得償還請求権」手形法の諸問題「有斐閣・一九八〇年」九七頁、二〇〇頁、大塚龍児「手形利得償還請求権」特にその利得について「北大法学論集三二巻二号(一九八〇年)八頁・一四頁、林 靖「利得償還請求権と手形上の権利」竹内昭夫編「特別講義商法Ⅱ」有斐閣・一九九五年」一六〇頁。

なお、この問題に関する学説を概観した上で、利得償還請求権を認める場合の問題点を指摘する論稿として、小橋一郎「未補充の白地手形と利得償還請求権の成否」商法論集V「成文堂・一九八六年」四三頁以下(初出・商事法務研究五五一号「一九七一年」)。

(一三〇) 高窪・注(三二)通論九一頁・九六頁・九九頁・一〇一頁・一〇三頁、同「白地手形の法律関係」前掲注(一一〇)研究上一八五頁・一九二頁以下(初出・基本問題セミナー「商法2」一粒社・一九八六年)、同「白地手形の成立要件」研究上二〇九頁以下(初出・法律のひろば一七巻七号「一九六四年」)。

(一二二) 高窪・注(三二)通論三三四頁。受取人や確定日払手形の振出日が白地の場合につき同旨、後藤・注(二二)要論三〇六頁、同「利得償還請求権」法学教室一六〇号(一九九四年)四六頁。

なお、高窪説に対して、木内宜彦「利得償還請求権の制度的再検討―手形法上の制度として限界づけるための一試論」法学新報七八巻四〇五〇六合併号(一九七一年)一八二頁は、「少くとも手形上の権利行使の要件として手形要件の充足を要求するのであるから、それとの権衡上、利得償還請求権についても手形要件の補充が必要であるということになる」とされる。

(一二三) 安達・注(一一)志林七三巻二号三三頁以下。

(一二三三) 安達三季生「新白地手形法論(二)―補充権の消滅時効を手がかりに」法学志林七三巻三〇四合併号(一九七六年)七六頁。

なお、安達三季生「新白地手形法論(三・完)―新たな手形理論としての授權説による再構成」志林七四巻一号(一九七六年)一五頁以下、同「手形法上の利得償還請求権の構造」志林八六巻一号(一九八八年)一頁以下は、利得償還請求権について独特の理論を展開されている。

(一二三四) 安達・注(一二三三)志林七三巻三〇四合併号八四頁。因に、注(一二三三)志林八六巻一号二六頁では、手形償権は時効にかかるとして白地を補充すれば権利を行使しうるとする判例理論「最判・昭和四五年二月一日・民集二四巻二二二号一八七六七頁」、利得償還請求権の行使にも当てはまるとされる。

二 手形金の受取人や確定日払手形の振出日は手形債務の内容に直接的な関係を有するものではないにしても、統一手形条約に基づいて手形要件とされている以上、これを一国の手形法の解釈によって手形要件から外すことは出来ない。まして、満期や手形金額のように手形債務と直結している要件については、これが白地のままでは手形債権が発生せず、遡求権の保全や手形債権の消滅時効の進行という問題が考えられないことは、第四章において検討したところである。

したがって、白地手形について利得償還請求権を認めるために、手形法の解釈によって手形要件を修正することは出来ないが、そのような技法を使わなくても、利得償還請求権が認められている根拠や利得償還請求権の法的性質の捉え方如何によって、この権利を白地手形にも認めることが出来ないのかどうかを検討することが、学問として正当な行き方であろう。

手形法が定めている利得償還請求制度の趣旨や、この権利の法的性質については学説の対立があるが、これを手形関係者間における衡平を実現するための制度と解する立場から、白地手形についても利得償還請求権を認める途を開く可能性は残されている。

というのは、手形法の利得償還請求制度は、(1)遡求権保全手続や時効期間に関しても手形厳正という考え方が反映されているために、手形上の権利(私見では「手形からの権利」)を失う者がいる反面、原因関係上の債務を免れて利益を得る者があり、この権利喪失者と利得者の間に生じる不公平を調整する制度と解する立場や、(2)衡平の実現を目指す民法上の不当利得制度が手形法的な修正を受けた制度と解する立場からすれば、白地手形の補充をした上で手形債権を行使しなかったために、手形上の権利を実現できなかつた者がいる反面、原因関係上の債務を免れて利益を得る者がいる場合、この不公平を調整するために、白地手形の所持人にも利得償還請求権を認める必要があるからである。

つまり、完成手形の状態では遡求権保全期間や時効期間を徒過したために手形上の権利を実現することが出来なかった者と、白地手形の状態では右の権利行使期間を徒過したために手形上の権利を実現することが出来なかった者とは、白地の補充という一手間を怠ったか否かという違いはあるものの、期間の徒過により権利を実現することが出来なかったという点では同じであり、その反面、原因関係上の債務を免れて利益を得た者がおり、その間に不公平が生じているという点でも同じ状況にあるからである。

したがって、白地手形の状態では手形上の権利の保全ないし実現のために設けられている期間を徒過した場合についても、衡平の法理を適用することが出来るし、適用すべきであるという価値判断をするならば、手形法八五条を白地手形に類推適用するという立場を採ることになる。(三五〇)

なお、利得償還請求権を行使する段階では白地を補充しておく必要があるという立場を採るならば、この手形が「いつ」補充されて完成したのかということは問題ではなくなるし、そもそも、被告の方で時効期間経過後に白地は補充されたから利得償還請求権は発生していないと主張・立証することは極めて困難である〔前掲注(三六)参照〕。したがって、白地の補充を利得償還請求権の発生要件と解することは無意味であり、それが利得償還請求権を行使する際に必要か否かということが問題となるにすぎないことになる。

しかしながら、このような考え方は利得償還請求権を時効制度と切り離れた考え方である。利得償還請求権は手形債権の時効消滅に伴って発生するのであるから、右の見解は論理的ではない。このような理由づけをするよりも、端的に白地手形についても利得償還請求権を認めるべきか否かを問うべきである。

因に、利得償還請求権を民法の不当利得返還請求権の一種とする見解に対して、手形法八五条は民法七〇三条とは異なり、①「法律上の原因なく」利得をしていることは要件としていないし、②利得と損失の間に因果関係の存在は必要とされておらず、③返還義務は利益が現存する範囲に限定されていないという違いがあるとして、わが国で

は不当利得説を否定するのが多数説となっている。

しかし、③の限定は善意者を保護するための例外規定であり、②については直接の因果関係でなく、社会的に相当な因果関係で足るとされており、①に関しては民法二四八条のような規定もあることを考えると、手形法八五条を不当利得に関する規定ではないとは言い切れない。したがって、不当利得の捉え方如何によつては、手形法八五条を不当利得の特別な類型として位置づける可能性はある。

不当利得法の分野では衡平説が支配していたところに、ドイツの類型論が導入され、これが通説となったものの、不当利得論は混迷状態に陥っている。後日、この混迷状態を私の独特の方法論に基づいて整理したいと考えているが、その際に、利得償還請求権について改めて論じる予定にしている。

注(一三五) 利得償還請求権につき、その制度趣旨や法的性質に関する学説を概観・整理した教科書以外の文献として、前掲注(一

二九)の浜田・講座Ⅱ一六頁以下、納富・諸問題九五頁、大塚・北法三二卷二号六頁以下、林・商法Ⅱ一六六頁以下、平出慶道「手形上の利得償還請求権」北大法学論集三二卷三〇四合併号Ⅱ(一九八一年)二〇頁以下。

(一三二) 同旨、平出・注(二二)手形法二七二頁以下〔なお、利得償還請求権は手形債権の変形物ではなく、実質関係上の既存債権の変形物とされる(二七二頁・二七六頁以下)、同、注(一三五)北法三二卷三〇四合併号Ⅱ三五頁、大隅Ⅱ河本注(四七)注釈四〇九頁。なお、浜田・注(二二九)講座Ⅱ一三六頁注(四)〕。

この他に、白地手形にも利得償還請求権を認める説はあるが、この点については、平出・手形法二七三頁注(二)、同北法三二卷三〇四合併号Ⅱ四一頁注(39)、春田・博「利得償還請求権の発生要件」前掲注(一〇七)争点Ⅱ三九三頁参照。

因に、受取人や確定日払手形の振出日の記載がなくても手形上の権利は成立するとされる後藤教授は、白地手形所持人の利得償還請求権を肯定される〔後藤・注(二二)要論三〇六頁〕。

三 従来の学説のように、利得償還請求権を衡平の観点から手形法が特別に認めた権利というだけでは、この権利

の法的性質を明確にすることが出来ないだけでなく、具体的な問題の解決が恣意的に流れるとして、利得償還請求権を手形上の権利と関連づけて捉えようとする見解が登場する。

この立場からしても、従来の学説と同じように、利得償還請求権は手形上の権利ではないが、実質的には手形上の権利の変形物、ないし残存物、あるいは復活物と解されている。利得償還請求権が、このような性質のものだとすれば、白地手形については利得償還請求権を認めることは出来ない筈である。というのは、白地手形の状態では手形上の権利は発生していない。つまり、白地手形の状態のまま、遡求権保全手続期間や時効期間が経過しても、手形上の権利の変形物や残存物・復活物となるべき肝心の手形上の権利が発生していないからである。にも拘わらず、白地手形についても、手形上の権利の変形物としての利得償還請求権を認める説がある。

利得償還請求権を手形上の権利の変形物とされる鈴木博士は、白地未補充のまま時効期間を経過した後で補充をしても、手形上の権利は既に時効にかかっているのです、その代りに利得償還請求権を取得することになるとされる<sup>(四〇)</sup>。しかし、この見解は、時効の効果は時効期間の経過によって確定的に発生し、民法一四五条に規定している時効の援用は訴訟上の攻撃・防禦方法にすぎないと解する確定効果説を前提とするものである。

旧通説や判例は、この確定効果説を採っていたが、学説としては時効の援用があつて始めて時効の効果は発生すると解する不確定効果説(停止条件説)が通説となつており、最高裁も昭和六一年に不確定効果説を採ることになった<sup>(四三)</sup>。確定効果説の下では債務者が時効の援用をしなくても、時効期間が経過したという事実が、いずれかの当事者の主張によって明らかになつておりさえすれば、裁判所は利得償還請求権を認めることが出来た。しかし、不確定効果説の下では、時効期間経過後といえども白地を補充して完成手形として支払呈示をし、債務者が時効を援用することにより、そこで始めて手形債務が消滅することになる。そして、利得償還請求権が発生することになる。だとすれば、白地手形の段階では利得償還請求権は発生しておらず、したがつて、白地手形のまま利得償還請求権を行使

することは出来ないことになる。

注(一三七) 前田・注(二五)入門三四一頁(但し、変形物というのは比喩にすぎないとされる)、同・注(二五)手形法六三七頁以下、石

井・鴻・注(三七)手形法一四四頁、鈴木・注(四三)手形法三〇九頁以下、喜多川篤典「手形時効」前掲注(二九)講座V一一九頁以下、田中誠「手形・小切手法詳論上巻」勁草書房・一九六八年「二七一頁。

最判・昭和四二年三月三十一日・民集二二巻二号四八三頁。本件の解説・評釈として、菅原菊志「百選新版一三四頁以下、山口賢」百選第三版二〇二頁以下、同・第四版一七八頁以下、久保田光昭「第五版一七〇頁以下、小林俊明」第六版一七六頁以下。

なお、最判・昭和三四年六月九日・民集一三巻六号六六四頁は、衡平を図るために特に認められた権利としている。本件の解説・評釈として、河本一郎「百選新版二二〇頁以下。

(一三八) 浜田・注(二二九)講座V一三二頁・一三三頁注(五)。なお、残存物というか、変形物というかは、結局、字句の問題にすぎないのではないかとされる。

(一三九) 服部栄三「利得償還請求権と手形証券」鈴木竹雄先生古稀記念「現代商法学の課題中巻」有斐閣・一九七五年「七五一頁。

(一四〇) 鈴木・注(四三)手形法三一一頁注(6)。鈴木説に対する批判として、木内・注(一二二)新報七八巻四〇五〇六合併号一八二頁。

なお、大判・大正九年一月二七日・民録二六輯二二〇九頁は、手形債務は満期後三年を経過した時に、時効によって消滅するので、満期後三年を経過しない間になされた補充は有効であるとして、鈴木説とは逆の方向から、鈴木説と同趣旨の判示している。本件に関する評釈において、竹田博士は、満期から三年を経過した時は最早、白地の補充をなし得ないと解してよいが、白地手形の所持人に利得償還請求権を認めることが出来るか否かは、商法旧四四四条の精神に照らして実質的に判断すべき問題であり、これを認めるのを正当とするのであれば、四四四条を類推できるとされる「竹田省」判批「法学論叢九巻一号(一九三三年)一九頁以下」。

(一四一) 確定効果説に立った上で、利得償還請求が発生するためには、債務者による時効の援用を要しないとする判例・学説については、拙稿・注(八三)佐賀四六巻二号一〇四頁以下。なお、一〇四頁終りから三行目の「商法旧一四四四条」は「四四四条」の誤りである。



(一四二) 確定効果説については、拙稿・注(八三)佐賀四五卷四号九四頁以下。

(一四三) 最判・昭和六一年三月一七日・民集四〇卷二号四二二頁。なお、最判・平成六年九月八日・判例時報一五一号六六頁。

昭和六一年判決の評釈・解説として、松久三四彦・民商法雜誌九六卷一号(一九八七年)一四頁以下、同・ジュリスト七八七号・昭和六一年度重要判例解説(一九八七年)六三頁以下、同・民法判例百選①第六版(二〇〇九年)八〇頁以下、柳沢秀吉名城法学三七卷一号(一九八七年)八五頁以下、柴田保幸・法曹時報四一卷九号(一九八九年)一五四頁以下。

(一四四) 浜田・注(二九)講座V一四〇頁は、「利得償還の請求をなす手形所持人は時効の利益を援用するにつき正当の利益を有する者であり、時効援用権者の範囲を拡張して解釈すべき必要がある場合を見うるであろう」として、時効に関する不確定効果説に対応しようとされる。

しかし、消滅時効の援用権を有するのは、時効の援用によって債務を消滅させることにより、債務ないし責任を免れることが出来る者である〔拙稿・注(八三)佐賀四五卷五号二〇三頁以下〕。手形所持人は債務者の時効援用によって権利を失う者であり、時効援用権者になることは出来ない。手形所持人が時効によって手形債権を失う結果、利得償還請求権を取得するとしても、それは時効援用の効果ではなく、手形法八五条が特別に認めた効果である。

**四** 利得償還請求権を手形上の権利の変形物とする説を、さらに進化・発展させようとする前田博士は、手形上の権利に関して手形要件が具備されるのは、その行使の時点までになされればよいとされる以上、利得償還請求権についても、それを行使する時点(訴訟上請求した場合には、口頭弁論終結時)までに白地を補充すればよいとされる。

そして、この点においても利得償還請求権と手形上の権利は同じように取扱われるとした上で、手形上の権利が消滅した後は、白地補充権を行使できる期間は利得償還請求権の時効に置き替えられ、利得償還請求権が時効で消滅するまでは白地を補充して、利得償還請求権を行使することが出来るとされる。<sup>(一四五)</sup>

しかし、このような考え方をすると、白地未補充のまままで利得償還請求権は発生するが、その行使のためには白地を補充して、完成手形としておく必要があるということになり、利得償還請求権は手形上の権利の変形物として

発生したのではないことになる。さらに、手形上の権利が時効で消滅した後も、補充権を行使できるかのような説明になっている。しかし、白地補充権は証券に記載されている満期の日(あるいは満期白地の場合には、証券に記載すべき満期の日)を基準にして、白地の補充によって発生する手形債権が時効で消滅する前に行使した上で、手形債権を行使しておかないと、手形債務者が手形債権の時効消滅を主張すれば、補充権は行使することは出来なくなる。つまり、白地補充権には固有の存続期間や行使期間はないのである(第二章参照)。したがって、手形上の権利が時効消滅した後は、補充権を行使できる期間が利得償還請求権の時効に置き替えることはありえない。

なお、前田博士は、時効期間経過前に白地手形の状態で手形金請求の訴えが提起され、その後、時効期間が満了した場合、訴訟提起によって訴訟の対象となる権利の存否について公に確認される手続がとられた以上、その権利については時効による解決はなされるべきではなく、その手続において、公に権利の存否が確認されるべきであるとされる。したがって、白地が補充されないまま口頭弁論が終結した場合は、手形所持人は敗訴することになる(一四六)が、それは手形金請求の要件が充されていないという理由によるのであって、時効によるのではないとされる。

被告(債務者)が時効を援用しない限り、時効によって裁判をすることは出来ないが(民一四)、白地を補充しないことには手形債権は発生しておらず、時効の進行や中断、援用ということもありえない。したがって、前田博士が挙げられる事例は、時効を理由としてではなく、手形要件が充されていないことを理由に、原告敗訴の判決が下されるのである。それでは、白地を補充して完成手形にすれば、改めて手形金請求訴訟を起すことが出来るのか、ということが問題になる。

白地を補充した後で起した訴えに対して、被告が時効の援用をすれば、手形債権は時効によって消滅し、敗訴した原告には利得償還請求権が発生する要件の一つ、最も基礎的な要件が成立することになる。しかし、前訴と後訴の訴訟物が同一であるとして敗訴したり、訴訟物は同一ではないが、後訴を起すことは訴権の濫用、あるいは信義

則に反するとして敗訴した場合には(第四章五節以下参照)、原告には利得償還請求という救済の途は閉ざされる。と  
いうのは、この場合、前訴における訴訟の運び方が拙かったために敗訴して、手形債権を失ったのであり、このこ  
とは手形厳正とは関係がないからである。

注(一四五) 前田・注(二五)入門三四三頁以下、同・注(二五)手形法六六六頁以下。

(一四六) 前田・注(二五)手形法二四八頁以下。

**五** 白地手形の状態で、白地補充後に発生する手形債権の時効期間が経過しても、白地補充権は消滅しておらず、  
証券所持人は白地を補充して手形債権を行使することが出来る。この段階で、手形債権者が時効を援用すると手形  
債権は消滅し、利得償還請求権が発生することになる。

このような考え方に対して、木内博士は手形所持人に見込請求、即ち請求を拒まれるかも知れないが、一応、請  
求してみるということを強いるものであり、不当な見解だとされる。そして、時効の効果発生について確定効果説  
を前提に、利得償還請求権の発生に手形債務者による時効の援用は不要だとした判例を引き合いに出した上で、時  
効完成前は手形による清算が義務づけられているのに対し、時効完成後は手形による清算は債務者の任意に委ねら  
れており、利得償還制度の目的の上では、既に手形によつて清算されえない「利得」の残留が確定されている状態と  
いうべきであり、手形上の権利が行使された場合に時効の完成を援用しなければ、その義務を免れないという面で  
の議論を持ち込むべきではないとされる。<sup>(一四七)</sup>

このような考え方は、時効の効果発生につき確定効果説を採る場合には成り立つかも知れないが、不確定効果説  
に立つて時効の援用を時効の効果発生の「停止条件」、あるいは時効完成の要件と解する通説・判例の立場と整合す

るのか、という疑問がある。さらに、利得償還請求権の二次性に関して、この制度を衡平性を回復するための制度と解するのであれば、判例や旧通説のように、①他の手形債務者に対する一切の手形上の権利が消滅しているだけでなく、②原因関係上の既存債権による救済方法もないことを要件とすべきであり、この立場に立つてこそ、権利保全手続を怠って手形上の権利を失った者を例外的に救済することを根拠づけることができるのである(二次性説)したがって、手形債権が時効によって消滅していなければ、右の①の要件を充たしえないのである。

木内説のように、「手形」を利用していなければ清算されるべきところを清算されないまま、手形債務者の手元に残留したものを吐き出させるのが利得償還制度だと解するにしても、手形所持人が手形上の権利を失うという「損失」を被ったことが救済の前提になる。したがって、手形債権が時効消滅したことは救済の要件の基礎をなしており、白地手形の場合、補充をしなくても利得償還請求権を取得し、行使できるとすることは出来ない。まして、手形金額は、手形所持人の「損失」額であり、利得償還の限度を画する一要素である。にも拘わらず、利得償還請求権の内容は文言によって定まるのではなく債務者の手元に残留した「利得」によって定まるとして、手形金額が白地でもよいとするのは一面的な見方と言わざるを得ない。

木内博士は利得償還請求権の二次性に関して非二次性説、即ち利得償還請求をしようとする者に対する手形上の権利が消滅していれば足りるとする説を支持されている。<sup>(二五二)</sup>しかし、この説は利得償還請求権を手形上の権利の変形物、あるいは残存物とする説には馴染むが、衡平説とは相容れ難い見解である。

注(一四七) 木内・注(一三)新報七八巻四〇五〇六合併号一八八頁注(25)。

(一四八) この問題については、本文中に出て来る二次性説非二次性説のほか半二次性説、即ち全ての手形署名者に対する手形上の権利の消滅を要するとする三説があることにつき、春日・注(二六)争点Ⅱ三九二頁・三九三頁。

(一四九) 木内・注(一三)新報七八卷四〇五〇六合併号一四四頁・一四七頁・一五六頁・一六一頁以下・一六八頁以下など。

(一五〇) 木内・注(一三)新報七八卷四〇五〇六合併号一八六頁。

(一五一) 木内・注(一三)新報七八卷四〇五〇六合併号一八八頁注(25)。

(一五二) 木内・注(一三)新報七八卷四〇五〇六合併号一七一頁。

六 時効の効果は時効の援用を俟つて発生すると解する不確定効果説(停止条件説・要件説)に立つ場合、利得償還請求権が発生するためには、白地手形であれば白地を補充して完成手形にした上で債務者に支払呈示をして、少くとも裁判外における時効の援用により、手形債権が時効消滅していることが要件の一つになる。

時効制度を実体法上の権利得喪原因の一つに位置づけ、時効の援用は時効の効果を生じさせる停止条件とする立場を採られる我妻博士は、裁判外における時効の援用が手形債権消滅の確定的効力を発生させるとし、このように考えることは、手形債権が時効で消滅したときに手形所持人が利得償還請求をする場合に便利であるとされる。というのは、手形債務者の裁判外における時効の援用により利得償還請求権が発生し、手形所持人は直ちに利得償還請求の訴えを提起することが出来るからである。<sup>(一五三)</sup>

これに対して、時効制度は権利を正当に取得したことや債務を弁済したという証拠を有していない者を救済するために、そのような法定証拠を作る制度だとされる川島博士は(第四章四節参照)、利得償還請求に関する右の我妻説の結論を承認するために、時効一般について「裁判外の援用」というものを承認する必要はないとされる。というのは、手形債務者が裁判外で時効を援用せず、手形債務の履行にも応じない場合、債権者は訴えを起して裁判の場で時効の援用を得ない限り償還請求権を行使できないことになり、償還請求権の行使を著しく困難にする。しかも、債務者が裁判外において時効を援用しないために手形債務の履行判決を得れば、手形上の権利は「時効に因り消滅」

しなかつたことになり、利得償還請求権が問題になる余地はなくなる。これとは逆に、債務者が裁判において時効を援用することにより手形上の権利の時効消滅が確定的になっても、その訴訟には利得償還請求権の時効を中断する効力はないからだとされる。<sup>(一五四)</sup>

そして、川島博士は、手形法八五条は時効期間の経過により債務者の時効援用を俟って手形債権の行使が法律上不可能となり得る法律上の可能性が生じていることを要件として、利得償還請求権の成立を認めていると解するのが相当であり、利得償還請求権の成立には、手形上の権利について時効の援用があつたことは要しないとされる。<sup>(一五五)</sup>

川島博士が白地手形と利得償還請求権の関係を、どのように考えられるのか明らかにされていないので、この問題について論じることは出来ないが、利得償還請求権の成立について川島博士のように考えることが出来るのであれば、権利者には好都合である。しかし、利得償還請求制度の存在理由、とりわけ利得償還請求権の第二次性・特別性に照らすとき、川島説に賛成することは出来ない。<sup>(一五六)</sup>

なお、我妻博士は利得償還請求権を行使する際の便宜のために、時効の裁判外における援用を認められたわけではなく、この点に関する川島博士の批判は的外れである。確定効果説のように時効の援用を訴訟上の攻撃・防禦方法としたり、川島博士のように時効制度は法定証拠を作るための訴訟上の制度と解する場合には、時効の援用は裁判の場で行わなければならない意味がない。しかし、我妻博士のように時効の援用は実体法上の権利の得喪という時効の効果を発生させる停止条件とされる立場では、裁判外で援用されても時効の効果は発生するのである。したがって、川島博士の受け止め方は正しくないとわざるを得ない。

とはいえ、我妻博士は時効の援用権を形成権とは解されていないようである。そのために、時効の援用を停止条件の成就であるかのように捉えられている。しかし、これでは、時効の援用が援用権という形成権を行使する法律行為(単独行為)であるにも拘わらず、法律行為の付款であるかのような位置づけになってしまい、適切ではない。<sup>(一五七)</sup>

注(一五三) 我妻 栄・新訂民法総則[岩波書店一九六五年]四四四頁・四四八頁以下。

(一五四) 川島・注(三五)総則四五頁以下。

(一五五) 川島・注(三五)総則四五六頁。結果同旨、前田・注(二五)手形法六四〇頁、木内・注(一三二)新報七八卷四〇五〇六合

併号一八八頁注(25)。

(一五六) 利得償還請求権に関する川島説に対する私の疑問・批判については、拙稿・注(八三)佐賀四六卷二号一〇九頁以下。

(一五七) 我妻博士の停止条件説に対する私の批判については、拙稿・注(八三)佐賀四五卷四号一〇七頁以下。

七 白地手形と利得償還請求権の問題には、白地手形と完成手形の区別・連関性という問題が含まれているように見える。しかし、この問題は、実は時効制度を、どのように考えるのかという問題に関わる問題だったのである。

消滅時効につき、時効期間が経過すれば時効の効果は当然に発生するという立場(確定効果説)を採用するならば、手形債務者による時効の援用がなくても手形債権は消滅し、利得償還請求権が発生する要件の一つを充たすことになる。そして、白地手形の場合にも、利得償還請求権の発生を認め易くなる。

これに対して、今日の通説・判例である不確定効果説の中の停止条件説、さらには停止条件説を発展させた要件説(私見は、この立場を採る)によれば、手形債務者による時効の援用がなければ手形債権は消滅せず、したがって利得償還請求権が発生する余地はない。手形債権を発生させていない白地手形については、時効の援用や利得償還請求権が問題になることさえない。ここには、白地手形と完成手形の違いが明確に現われて来る。

そして、本章冒頭で提起していた問題、即ち白地手形を喪失して除権決定を得た者は、証券に記載されている(あるいは記載すべき)満期の日を基準にして、時効期間が経過した後、利得償還請求権を行使できるかという問題については、証券外における白地補充を認めない立場からは否定的な答えしか出しえないことになる。<sup>(一五八)</sup>

白地手形を喪失して白地を補充しえないために手形からの権利を取得できず、利得償還請求を取得することも出

来ない。その反面において、これによって利益を得る者が存在するとしても、彼は「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者」(民七〇)には該当しない。それ故に、白地手形喪失者を民法の不当利得によって救済することも出来ない。

したがって、白地手形を授受する根拠となった原因債権が存続していれば、これに頼るほかはないことになる。<sup>(一五九)</sup>

しかし、そのためには、除権決定が出される前に白地手形を善意取得して白地を補充した者が存在していないことを証明しなければならぬのであれば、この方法も極めて困難であり、白地手形喪失者を救う方法はないことになる。彼を救済するために、民法の不当利得の例外類型を認めることが考えられるが、そうすると手形法八五条の特例を認めることになる。したがって、このような例外中の例外、即ち特例を認める必要があるか否かは政策的判断の問題であり、理論だけで決まる問題ではない。

注(一五八) この点につき、長谷川・注(一七)白地手形二八二頁。

(一五九) 長谷川・注(一七)白地手形二八一頁は、証券上予想される不均衡は証券関係によって処理されるべきで、原因関係に還元して原因関係上の権利行使によって処理しようとすることは、理論的にも正しい方法とはいえないとされる。

(一六〇) 同旨、河本・注(一一三)民商四三巻二五五頁、木内・注(一一四)ジュリ五三三五号八七頁、同・注(一一八)金商五〇四号六頁。

## 七 むすび

一 第四章において検討したように、白地手形の状態で手形金請求訴訟を起した後、口頭弁論終結前に白地を補充したが、既に満期の日より三年、即ち主たる債務者に対する手形債権の消滅時効期間を経過していた場合でも、



訴え提起の時に遡って時効を中断するとした、昭和四一年最高裁大法廷の多数意見に対し反対意見を述べられた松田裁判官は、次のような見解を付加されている。

即ち、「本件のごとき問題についての解決は、手形法一条所定の手形要件をいかに解するか、白地手形と完成した手形との効力の差をいずれの点に求めるかの根本問題と無関係には論じえないのである」から、具体的事件の背後に存在すべき統一的理論との関係において論ぜられるべきである、とされる。<sup>(一六二)</sup>

「統一的理論」というのは具体的に、どのような理論を指しているのか分からないが、白地手形のままでは手形債権は発生しておらず、消滅時効が進行することはない、したがって時効の中断はありえないし、白地を補充した効果は遡及するものではない、ということであろうか。

だとすれば、第四章で扱った問題は「白地手形上の権利とは何か」という前提を解明することが、解決の第一歩であり、また最終的な課題であるとする見解と大差はないであろう。<sup>(一六二)</sup>

注(一六二) 最(大判)昭和四一年一月二日・民集二〇卷九号一六七四頁。

(一六二) 高窪利二「白地手形の時効中断」前掲注(一一〇)研究上二二三頁「初出・前掲注(一〇七)河本編・商法Ⅲ」。

二 白地手形を取得し、所持しているだけでは白地補充権を有するにすぎず、手形債権を取得しているわけではない。したがって、手形債権を行使することは出来ないし、手形債権の消滅時効が進行することもありえない。ここに、白地手形と完成手形との決定的な違いがある。

とはいえ、白地を補充した後に発生する手形債権は、主たる債務者との間では満期の日から三年の時効期間の経過によって消滅する可能性がある。この点では、白地手形と完成手形の間に関連性・同質性が見られるが、それは

証券に記載されている満期の日が同一であり、白地手形証券が白地の補充によって完成手形へと転化・発展するからであって、白地手形上の権利と完成手形上の権利の間に関連性や同質性があるからではない。白地手形は証券の正当な所持人に白地補充権を取得させるが、手形債権は白地を補充した後に取得するのである。

したがって、白地手形の状態で手形金の支払い請求訴訟を起しても、訴えを起した時点において手形債権の消滅時効を中断することはない。大法院多数意見や、これを支持する学説のように時効の中断を認めるのであれば、それは極めて例外的な措置であるから、そのような例外を認める根拠を説得力のある理論によって基礎づける必要がある。

第六章で検討した白地手形と利得償還請求権の問題は、手形法八五条の立法趣旨や利得償還請求権の二次性を認めるか否かの問題であるが、消滅時効制度や時効の援用を、どのように解するかという問題とも絡み合っている。そして、後者の問題は白地手形の状態で手形債権の消滅時効は完成するのかわかという問題でもあり、ここに白地手形と完成手形の区別・連関性(異質性と同質性・断絶性と関連性)を、どのように考え、その、いずれを重視するのかわかということが問われることになる。

三 白地手形を巡って、「日々あらたに生起する具体的紛争の根底に白地手形の法的性質という基本的問題が伏在しており、そのことが紛争解決をめぐる見解の対立となつてあらわれるものである」とする見解もある。<sup>(二六三)</sup>

ここに「白地手形の法的性質という基本的問題」というのは、白地手形の有価証券性の問題のことなのか、有価証券としての白地手形と完成手形の区別・連関性の問題なのか、あるいは全く別の問題なのか不明であるが、白地手形という商慣習法上の有価証券は、従来の有価証券概念や、それを前提にした手形や白地手形の捉え方に反省を迫っている。

というのは、従来の学説は、「有価証券とは財産的な価値のある私権を表彰している証券で、その権利の発生・移転・行使の全部または一部に必要とされるものをいう」としている。しかし、白地手形には手形債権は表彰されておらず、白地補充権は形成権ではなく、白地手形行為者に委託されて手形要件を記載する代行権限にすぎないとすれば、白地手形には財産的な価値のある私権は何ら表彰されておらず、白地手形は有価証券ではないことになる。

のみならず、引受前の為替手形や、引受という制度がない小切手も、有価証券ではないことになる。というのは、為替手形や小切手の振出人は約束手形の第一裏書人と同じ立場であり、為替手形や小切手が不渡りとなって始めて過求義務が発生するものの、為替手形の支払人が引受の意思表示をする前や、これを拒絶する前、小切手の支払銀行が支払拒絶をする前には、これらの証券は財産的な価値のある私権を発生させていない。そして、支払人の引受の意思表示や引受拒絶・支払拒絶の意思表示があった後といえども、これらの証券は手形債権を直截的に表彰しているのではなく、手形金を支払う意思表示や不渡となった場合の責任負担の意思表示がなされているにすぎないのである。さらに、約束手形といえども、振出人が支払う意思を表示しているものの、手形所持人の権利そのものを表彰しているわけではない。

したがって、従来の有価証券概念を見直す必要があるが、そうなれば、有価証券に対する除権決定の定義も見直さなければならぬことになる。というのは、従来の有価証券概念を前提にして、除権決定とは証券から権利を引き離して、有価証券であったものを単なる紙片に転落させる裁判所の宣言とされているが、有価証券は権利を表彰していないとなれば、裁判所の宣言によって証券から権利を引き離すことはあり得ないからである。<sup>(一六四)</sup>

注(一六三) 倉澤・注(五〇)「管見」論理一・一七頁。なお、倉澤・注(一一)「時効の問題」論理八二頁。同旨、渋谷・注(二五)愛媛三四

(一六四) 拙稿・注(一〇八)佐賀四四卷一號九四頁以下。

四 有価証券とは責任などを含む広い意味での債務を負担する意思を明示的、または黙示的に表示している証券で、権利行使資格を証明する唯一の手段である。このように解する私の立場からは、有価証券の除権決定とは右のような証券上の意思表示を無効にし、証券が権利行使資格を証明する唯一の手段である役割を消滅させる裁判所の宣言である。

そして、手形とは証券の正当な所持人に対して、証券に記載されている要件の下に所定の金額を自ら支払う意思(約束手形の場合)、または第三者(支払人)をして支払わせる意思(為替手形の場合)を表示した証券で、手形からの権利を行使する資格を証明する唯一の手段である。<sup>(一六五)</sup>

これに対して、白地手形とは、証券の正当な所持人に、①白地を「適切に」補充させる意思と、②「適切に」補充された後は、その文言に従って債務ないし責任を負担する意思を、黙示的に表示している証券で、白地補充権行使資格証明力と白地の補充により完成手形へ転化する能力を内在させている証券である。<sup>(一六六)</sup>

したがって、白地手形に対する除権決定は、右の①と②の意思表示を無効にするとともに、補充権行使資格証明力と白地の補充により完成手形へ転化する能力を消滅させる裁判所の宣言ということになる。

注(一六五) 拙稿・注(七〇)佐賀三九卷三九五頁以下、四〇卷一號一四〇頁、同・注(一〇八)佐賀四四卷一號九四頁以下。

(一六六) 拙稿・注(三)佐賀四八卷一號七〇頁以下、二號八〇頁以下。

五 前節で述べた私見によれば、白地手形と完成手形は、白地手形になされた意思表示の②の部分において重なり

合っており、関連性・連続性を有している。しかし、白地手形上になされた意思表示の①の部分は完成手形とは全く重なり合わず、ここに両証券の異質性・断絶性の端緒がある。

したがって、白地手形に対する除権決定の効力は完成手形にも及ぶが、完成手形に対する除権決定の効力は白地手形には及ばない。つまり、白地手形を喪失したので公示催告の申立をし、白地手形に対する除権決定が出されたが、その時には既に白地は補充されていて完成手形になっていた場合に、右の白地手形に対する除権決定の効力は完成手形にも及ぶかという、第五章で検討した問題は、これを認めることが出来る。

これとは逆に、白地手形を喪失したにも拘わらず、完成手形を喪失したとして公示催告の申立をし、完成手形に対する除権決定が出されたけれども、その当時、未だ白地の補充はなされておらず、白地手形のままであった場合に、完成手形に対する除権決定の効力が白地手形に及ぶかという問題は、これを否定せざるを得ない。

前者の場合、白地手形に対する除権決定は、白地手形上の②の意思表示、つまり「適切に補充された後は、その文言に従って債務ないし責任を負担する」旨の意思表示の効力をも奪っている。したがって、白地手形に対する除権決定が出される前に白地手形を善意取得した者が登場していて、白地補充権を行使した効果が発生していたとしても、つまり手形として完成していたとしても、その手形証券上になされている「文言に従って債務ないし責任を負担する」旨の意思表示の効力は、白地手形に対する除権決定の影響を受けることになる。

とはいえ、右の除権決定は白地手形を善意取得して白地を補充し、手形債権を取得していたことまでも否定するわけではなく、手形証券が有価証券として権利行使資格を証明する唯一の手段であることを否認するにすぎないの、右の善意取得者は除権決定が出される前に白地を補充して、手形債権を取得していたことを証明すれば、手形証券が無くても手形債権を行使することができる。この点は、完成手形に対する除権決定が出される前に、完成手形を善意取得していた場合と同じである。

後者の場合、即ち完成手形に対する除権決定が出されたにも拘わらず、未だ白地は補充されていなかった場合に、完成手形に対する除権決定の効力が白地手形に及ばないのは、この除権決定は白地手形上になされている①の意思表示、つまり「白地を補充させる」旨の意思表示の効力を奪うことは出来ず、したがって②の意思表示、つまり「適切に補充がなされた後は、その文言に従って債務ないし責任を負担する」旨の意思表示の効力に影響を及ぼすことが出来ないからである。

要するに、完成手形に対する除権決定は、白地手形の補充により完成手形へと転化する能力を奪うことは出来ない。ここに、白地手形と完成手形の異質性・断絶性が現われる。これに対して、白地手形に対する除権決定は白地手形が完成手形に転化する能力を奪う効力を有しているが、この効力は白地が補充されて完成手形へ転化した後も、完成手形上になされている意思表示の効力を消滅させるという形で影響を及ぼしている。ここに、白地手形と完成手形の関連性・連続性が現われる。

なお、白地手形に対する除権決定が出されても、その積極的効力として証券再発行請求権を導き出すことは出来ない。したがって、この再発行請求権を認めるか否かは、白地手形の喪失者を救済する必要性を重視するか否かという政策的判断の問題であり、これを肯定するのであれば、それなりの理由づけを展開する必要がある。

しかし、白地手形を喪失した者に再発行請求権を認めるのは、過大な救済方法ではあるまいか。せいぜい、利得償還請求権を認める程度で十分ではないだろうか。

注(一六七) 一部同旨、木内、注(一一四)ジュリ五三五号八七頁。なお、前田 庸・百選新版一七五頁、同・百選第五版一六一頁。

六 第三章で扱った「白地の不当補充」の問題を、手形法一〇条と一七条の關係の問題と位置づける場合には、完成

手形としての共通性だけを捉えて、法条競合の問題に解消される可能性がある。

しかし、手形法一七条は既に完成されている手形証券の文言性に関する原則と例外を問題としている。これに対して、一〇条は白地手形として発行された証券を白地手形行為者以外の者(補充権者が不当補充をして、手形として完成させた経緯に関する悪意・重過失を問題にしている。したがって、両条が扱う紛争の類型は異なっており、特別法と一般法という形で一〇条と一七条が競合するわけではない。それ故に、白地手形が不当補充されて完成手形となった場合に、手形法一〇条だけが問題になることもあれば、一〇条とは別に一七条但書の適用も問題になりうるのである。

ところで、手形法一〇条について、①本条は既に不当な補充がなされた手形を取得した場合にだけ適用されるのか、それとも、②白地手形の状態を取得した第三者が不当な補充をした場合にも適用(ないし類推適用)される規定なのか、あるいは、③白地手形の第三取得者が不当補充をした場合にだけ適用されるのか、ということが問題にされている。通説・判例は②説を採っている。これに対して、白地のままで取得した場合と既に補充された手形を取得する場合の、リスク負担の違いを重視したり、統一手形条約の審議経過を参考にしたり、手形法一七条但書が適用される事例と比較するなどの手法の下に、①説や③説も少数説として唱えられている。

この問題を解決するために、次のような問い方をすることも、一つの参考になるであろう。つまり、まず、(1)白地手形の状態を取得した第三者が補充をしたが、それが不当補充に当る場合に、この第三者を、どのように処遇すればよいのか。この場合、右の第三者は満期、あるいは金額が白地であることは知っている。そして、①どのような内容の補充をすればよいのかを知っている場合や、②それを知らなくても補充内容の調査・確認をしなかった場合には、適切に補充すべき内容を基準にして、この第三者が取得する権利を決めることになる。

これに対して、(2)既に不当補充がなされた完成手形を第三者が取得した場合、(ア)その第三者が、①満期、あるいは

は手形金額が白地で発行されていたこと、そして②不当な補充がなされたことを知っていた場合や、(イ)①については知っていたが②については善意であっても、その不知につき重大な過失がある場合、さらに(ウ)①も②も知らなかったが、それぞれの不知について重大な過失がある場合には、(1)の場合と同じ処遇になるであろう。

したがって、第三者が白地手形を取得して不当補充をした場合と、既に不当補充がなされた完成手形を取得した場合とでは、第三者が負担するリスクの内容に違いがある。そして、第三者が負担するリスクの違いは、手形債務者の主張・立証責任に反映されることになる。このような処理をすると、ここにも白地手形と完成手形の区別・連関性が現われることになる。

七 白地手形に関する理論を見直すために、補充権概念を再検討する必要性を説く見解がある。<sup>(一六八)</sup>この見解は第三節で紹介した、白地手形の法的性質を見直す問題の一環として、白地補充権概念を見直す必要性を説いているものと思われる。

白地補充権概念を見直して、それが形成権ではなく、白地手形行為者の委託を受けて手形要件の欠如した部分を記載する代行権限にすぎないことを理解するならば、白地補充権の消滅時効期間や除斥期間を問題にすることが間違っていることに、もっと早く気付くことが出来たであろう。

にも拘わらず、形成権という権利の中身が十分に理解されないまま、ドイツの民法学説に倣って形成権概念を導入するとともに、<sup>(一六九)</sup>ドイツの手形法学説に倣って白地補充権を形成権とする見解が通説・判例となった。<sup>(一七〇)</sup>そして、白地補充権は形成権であるから、その消滅時効期間は民法一六七条二項により二〇年とする見解に始まり、それでは長すぎるとして、一〇年説や五年説・三年説が主張され、昭和四五年の最高裁大法廷判決により、満期の記載がある白地手形の補充権は手形債権と無関係に独自の時効期間の経過によって消滅しないとされるに至った。



しかし、白地補充権は形成権であるとする見解や、それが消滅時効にかかることを考へは維持されており、満期白地手形の場合には、時効期間を五年とする判例に対して、三年説や一年説が主張されていることは、第二章で見たところである。

したがって、満期の記載がある白地手形の場合と満期白地手形の場合とで、白地補充権に独自の時効期間は無かつたり有つたりすることになるが、この齟齬は、満期白地の場合に『満期をいつまでに補充すべきか』と問うのではなく、『いつの日付』を満期として補充すべきか』という問を先ず解決することによって、簡単に解決することが出来る。

とはいえ、白地補充権を形成権と解した上で、その消滅時効期間を問題にして来た部分だけを考へ直せばよいわけではなく、『白地手形とは、どのような証券か』、そもそも『有価証券とは、どのような証券か』という、根本的なところから問い直さなければ、白地手形の全体像を理解することは出来ない。

注(一六八) 渋谷・注(一一)愛媛三三卷三〇四合併号二五五頁。なお、渋谷光義「白地補充権の法的構成―補充権の財産権性に関する歴史的経緯」愛媛法学会雑誌三四卷三〇四合併号(二〇〇八年)五九頁。

(二六九) 拙稿・注(八三)佐賀四六卷三〇八頁以下。

(二七〇) 拙稿・注(三)佐賀四八卷二七七頁。

なお、わが国にドイツ民法学の形成権概念を紹介された一人である松本博士は「前掲注(三)佐賀四八卷二七七八頁注(五九)参照、ドイツ手形法学の白地補充権」形成権説を導入された立役者の一人でもあった「渋谷・注(一一)愛媛三三卷三〇四合併号二五一頁。なお、注(一六八)愛媛三四卷三〇四合併号二頁」。

**追記** 前掲注(三三)の拙稿・佐賀四八巻一、二号六五頁以下に記したように、有価証券に関する論文(佐賀四二巻五号、四四巻一、二号)を書いた後、直ちに白地手形に取り組む予定にしていた。

しかし、白地補充権は形成権なのか、形成権は消滅時効にかかるのか、除斥期間に服するのではないのか、消滅時効と除斥期間は「何が」「なぜ」「どのように」違うのかという疑問が湧いて来た。したがって、白地手形に取組む前に、これらの問題を先に解決しておく必要を感じた。そこで、前掲注(八三)で紹介した論文で、時効や除斥期間などの権利行使期間や権利の存続期間について考察し、さらに「抗弁権の永久性」論について検討を加えた。

このような回り道をして、漸く白地手形に取組むことが出来るようになった。当初の予定から約五年の歳月が流れていたが、このような回り道をしたことにより、白地手形論に厚みと深みが増したように感じている。つまり、回り道も無駄ではなく、有意義であったと考えている。